

大阪市景観読本 （変更案）

- Ver.4.0 -

令和 7 年 月

大阪市

本書のねらい

本書は、「1章 建築物・工作物の景観形成」「2章 屋外広告物の景観形成」「3章 景観重要建造物の指定について」「4章 景観重要公共施設の景観指針」「5章 大規模面的整備検討による景観誘導」「6章 地域の景観まちづくりの進め方」「7章 夜間景観ガイドライン」「8章 デジタルサイネージガイドライン」の8つの章からなります。

1、2章では、建築物の建築、工作物の建設、屋外広告物の設置等を計画される設計者や事業者の皆様のために、景観法、大阪市景観計画及び大阪市都市景観条例等に基づく協議・届出の手続き等について解説したものです。大阪市景観計画では、届出の対象となる一定の行為とともに、配慮・遵守すべき景観形成方針や景観形成基準を定めています。本書では、景観形成方針及び景観形成基準に沿って計画・設計を進めるための手順をできるだけ具体的にお示ししています。

また、景観形成に際して前提とすべき敷地の特性や周辺景観の読み解き方をはじめ、それらの特性に沿った景観配慮のための具体的な工夫の例についても紹介しています。これらの内容は、大阪市景観計画において定められた届出対象行為以外の行為を行う際にも参照いただくことにより、より良い景観形成につながるものと考えます。なお、夜間景観に関する解説については、7章を参照ください。

3章では、景観重要建造物の指定方針、指定基準についてお示しするとともに、令和5年3月30日に指定された大阪城天守閣を紹介しています。

4章では、景観重要公共施設に指定された公共施設の整備等を行う管理者や、公共施設を占有する物件等について計画される事業者の皆様のために、景観上配慮すべき視点をまとめています。本章を参考に、公共施設自体のみならず、周辺のまちなみと調和した良好な景観形成を検討してください。

5章においては、大規模な面的整備を計画される設計者や事業者の皆様のために、対象行為や手続きのフロー等について、具体的にお示ししています。視点場の考え方などを参考に検討書を作成してください。より計画の初期の段階からの協議において、景観計画区域の各方針や地域性の考慮などの景観上の配慮をしていただくことで、良好な都市景観の形成につながるものと考えます。

6章においては、良好な景観形成を主たる目的としたまちづくりに取り組むことを考えている地域団体等の関係者向けに、景観まちづくりの進め方や、ルールの実効性を高めるために活用いただくことができる各種制度を紹介しています。

7章においては、質の高い魅力的な夜間景観を形成する建築物、工作物、屋外広告物の設置等を計画される設計者や事業者の方をはじめ、夜間景観形成に興味や関心をお持ちの市民の方を対象に、景観計画における夜間景観形成に係わる内容の解説や具体的な照明手法等の解説とともに、届出の対象にとどまらず、良好な夜間景観づくりのための工夫例等を紹介するガイドラインを示しています。なお、本ガイドラインは、官民協働による光のまちづくりを推進する光のまちづくり推進委員会が作成した技術指針等、同委員会の活動内容を踏まえたものとしします。

8章においては、「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱」に基づくデジタルサイネージの設置に関する誘導方針や要綱に規定されている基準について、解説や良好な事例等をお示ししています。本ガイドラインを効果的に運用することで協議手続きを円滑に進めたいと考えています。

大阪の景観を魅力的なものにするためそれぞれの場面に合わせ、ぜひとも本書を活用してください。

目次

1章 建築物・工作物の景観形成

1 届出制度の概要	1-1
(1) 景観計画区域と届出対象行為について	1-1
(2) 届出手続きのフロー	1-9
2 景観形成の手順	1-10
3 景観計画区域内の景観形成方針及び建築物・工作物の景観形成基準と解説	1-44
(1) 景観計画区域内の景観形成方針及び建築物・工作物の景観形成基準一覧	1-44
(2) 景観形成基準の解説	1-93
(3) 典型的な敷地・建築条件における景観形成の例	1-127
4 メディアファサード等の取扱いについて	1-143
(1) 協議対象行為と協議対象区域について	1-143
(2) 協議の基準について	1-144
(3) 協議手続きフローについて	1-146

2章 屋外広告物の景観形成

1 届出制度の概要	2-1
(1) 屋外広告物の種類と協議・届出の対象	2-1
(2) 届出手続きのフロー	2-3
2 景観形成の基本的な視点	2-4
(1) 屋外広告物に関する基本方針	2-4
(2) 基本的な視点	2-5
3 屋外広告物基準と解説	2-6
(1) 屋外広告物基準一覧	2-6
(2) 屋外広告物基準の解説	2-18
(3) 一時広告物基準の解説	2-26

3章 景観重要建造物の指定

1 景観重要建造物とは	3-1
(1) 景観重要建造物の指定方針	3-1
(2) 景観重要建造物の指定基準	3-1
2 景観重要建造物の指定について	3-1

4章 景観重要公共施設の景観指針

1 景観重要公共施設の概要	4-1
(1) 景観重要公共施設の位置	4-1
(2) 整備の手続き	4-2
(3) 占用等の許可の手続き	4-4
2 公共施設の景観形成の基本的な視点	4-7

5章 大規模面的整備検討による景観誘導

1 制度の概要	5-1
(1) 対象行為について	5-1
(2) 手続きのフロー	5-1
(3) 検討書に記載する事項	5-3

(4) 視点場の考え方	5-4
(5) 近景・中景・遠景とは	5-4

6章 地域の景観まちづくりの進め方

1 地域の景観まちづくりの進め方のヒント	6-1
2 地域ルールの実効性の担保	6-8
3 地域ルールの事例	6-10
(1) 地域景観づくり協定の事例	6-10
(2) 景観協定の事例	6-12

7章 夜間景観ガイドライン

1 夜間景観ガイドラインの目的と対象	7-1
(1) 夜間景観ガイドラインの目的	7-1
(2) 夜間景観ガイドラインの対象	7-1
2 夜間景観形成の方向	7-2
(1) 夜間景観の形成の基本的な考え方	7-2
(2) 大阪らしい「4つのあかり」に基づく夜間景観の形成	7-2
(3) 大阪を代表する「4つのエリア」における夜間景観形成	7-4
3 夜間景観形成の手法の解説	7-5
(1) 夜間景観形成の手順	7-5
(2) 魅力的な「4つのあかり」を生み出す照明手法等	7-6
(3) 大阪を代表する「4つのエリア」の特性を生かす照明手法等	7-21

8章 デジタルサイネージガイドライン

1 はじめに	8-1
2 協議対象	8-2
(1) 協議の対象となる「デジタルサイネージ」	8-2
(2) 協議対象地区	8-3
3 基本方針—景観誘導の考え方	8-5
4 設置基準	8-6
(1) 建物低層部に設置する場合	8-6
(2) 建物中層部に設置する場合	8-7
5 設置基準の解説	8-8
(1) 建物低層部	8-8
(2) 建物中層部	8-17
(3) コンテンツ作成のポイント	8-19
(4) デジタルサイネージ設置時チェックシート	8-24
6 協議等手続きについて	8-29
(1) 必要な提出書類について	8-29
(2) 内部取扱規定・地域独自の基準の策定について	8-32
(3) 設置協議	8-33
(4) 実施報告	8-34

景観コラム

◎景観資源とは (関西大学環境都市工学部建築学科准教授 橋寺 知子)	1-12
◎営みが紡ぎ出す景観 (京都大学大学院人間・環境学研究科教授 中嶋 節子)	1-13
◎市街地に残る旧集落の面影 (大阪大学大学院工学研究科教授 澤木 昌典)	1-18
◎ベイエリアにおける面的開発による一体的な眺望景観の形成 (大阪大学大学院工学研究科教授 加賀 有津子)	1-27
◎敷き際空間の役割とまちなみの演出 (大阪市立大学大学院工学研究科教授 嘉名 光市)	1-93
◎市街地にうるおいを与える外構設計のエッセンス (大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科教授 下村 泰彦)	1-110
◎ランドマークとなる土木構造物 (近畿大学理工学部社会環境工学科教授 岡田 昌影)	1-113
◎都心・中之島周辺の水辺景観を印象的にデザインする (大阪市立大学大学院工学研究科教授 嘉名 光市)	1-121
◎水都大阪の美観 (大阪府立大学観光産業戦略研究所長／ 大阪市立大学都市研究プラザ客員教授 橋爪 紳也)	4-8
◎場所の魅力を磨きあげ シビックプライドを育む 夜間景観 ～国際観光都市に求められる現代の夜間景観づくりとは～ (大阪大学大学院非常勤講師 長町 志穂)	7-33
◎デジタルサイネージが都市景観にもたらす影響について (大阪大学大学院工学研究科准教授 福田 知弘)	8-13

景観読本は、平成 29 年 9 月に作成以降、景観計画の変更等に伴い随時更新しています。
景観コラム及び文中に掲出している有識者名・役職名については、掲出時点のものです。

1 章 建築物・工作物の景観形成

1. 届出制度の概要

景観計画区域（市域全域）で一定規模以上の建築物の建築等や工作物の建設等を行う場合は、あらかじめ、景観法及び都市景観条例に基づき、市長に対して届出を行う必要があります。

また、届出の前段階で、届出に係る建築物および工作物の景観形成基準や周辺への配慮事項について、都市景観条例に基づき事前協議を行う必要があります。

（１）景観計画区域と届出対象行為について

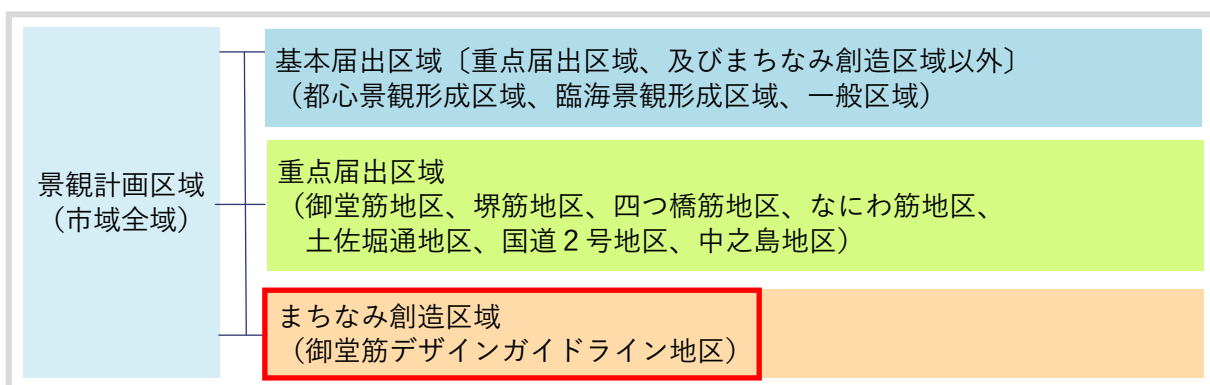
① 景観計画区域

本市では、市域全域を景観計画区域として定めています。

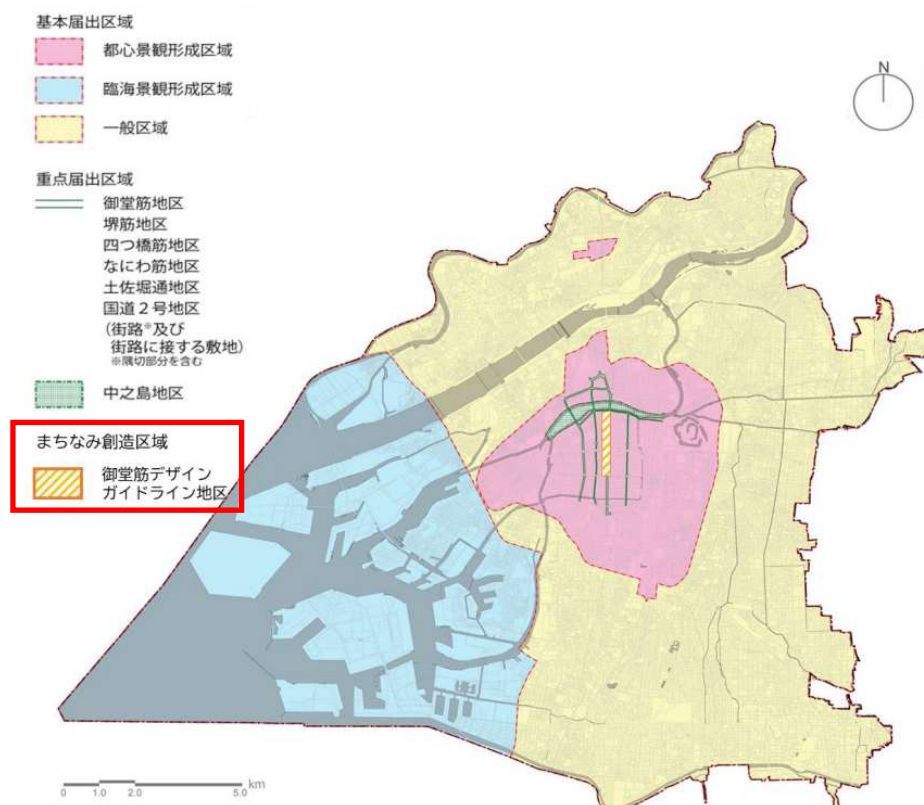
景観計画区域は、「基本届出区域」、「重点届出区域」、「**まちなみ創造区域**」からなります。

まずは、計画される敷地が景観計画区域のどこに該当するのかを確認しましょう。

大阪市ホームページの「マップナビおおさか」でも確認できます。

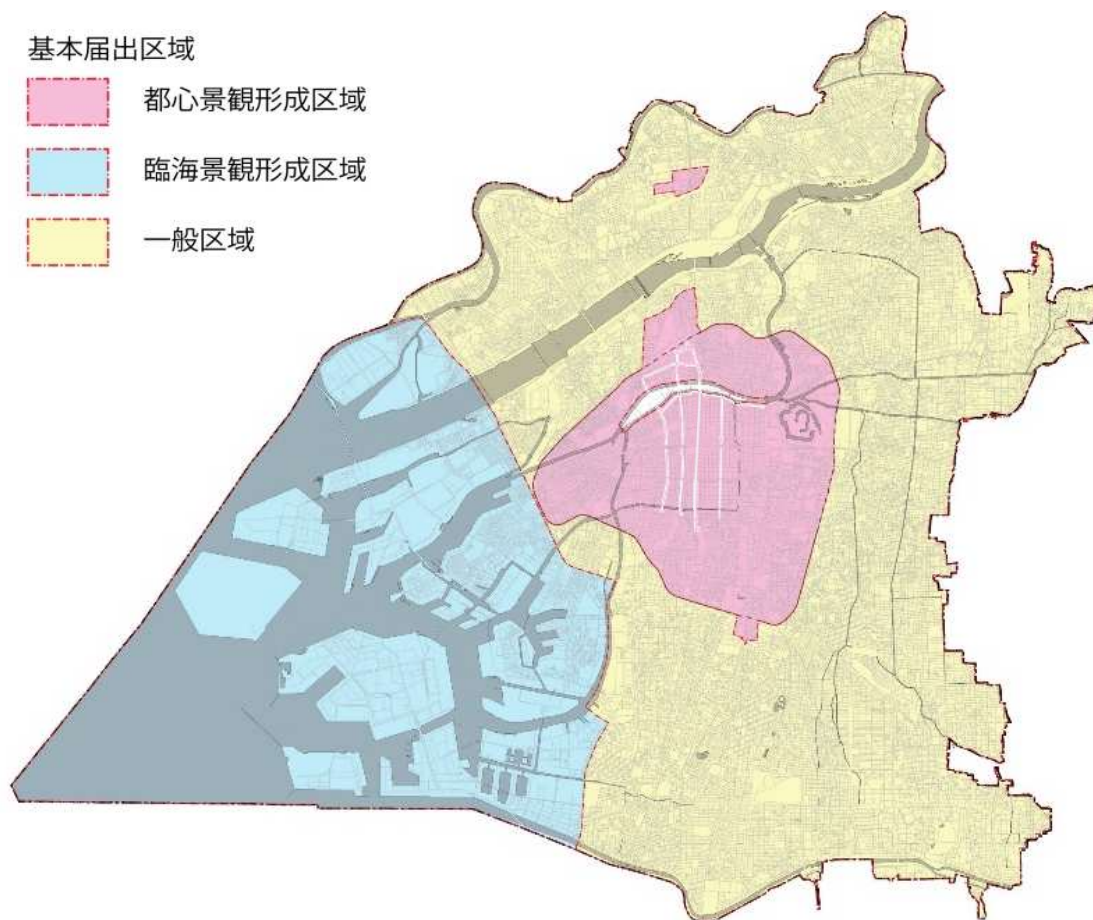


【景観計画区域】



【基本届出区域】

基本届出区域は、市街地の景観に与える影響が大きい大規模建築物等を対象に景観誘導を図る区域とし、景観構造の特性を踏まえたより詳細な景観誘導を図るため、「都心景観形成区域」「臨海景観形成区域」「一般区域」の3つの区域からなります。

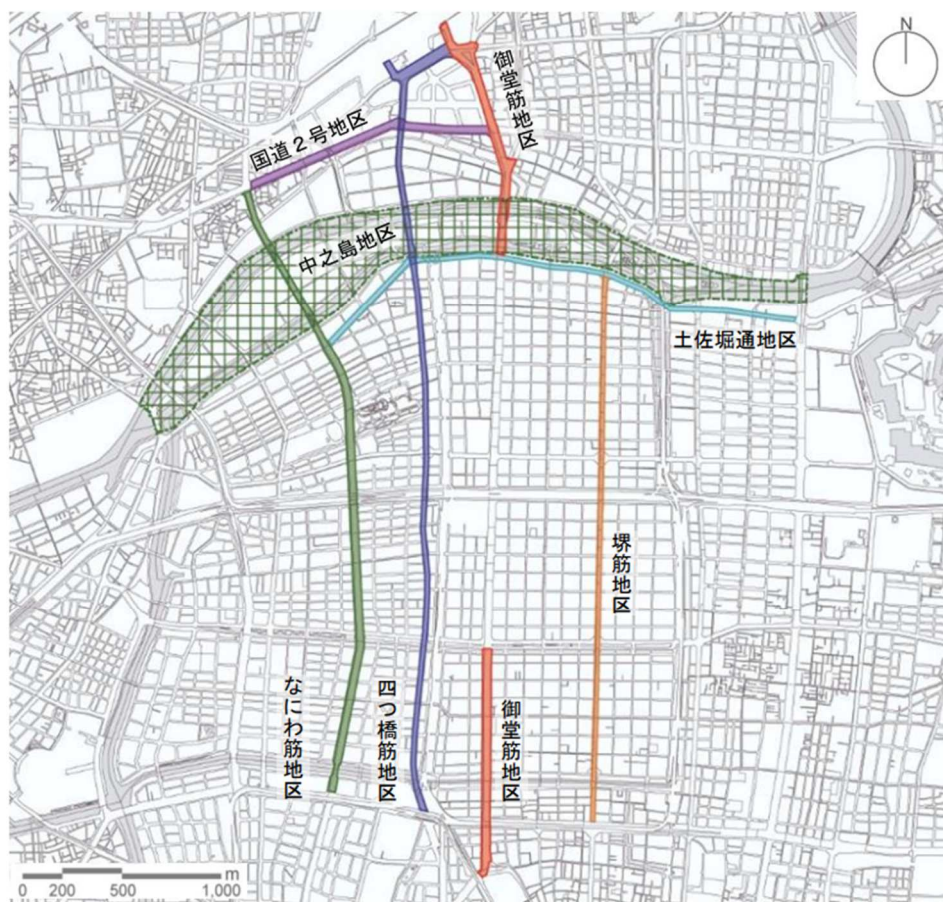


基本届出区域（3区域）

都心景観形成区域	・概ね大阪環状線の内側（重点届出区域、及びまちなみ創造区域を除く） ・大阪環状線の外側に位置する新大阪駅西側、大阪駅北側、天王寺駅南側の範囲 【新大阪駅西側】新大阪駅を中心とした商業地域・容積率 600%以上の区域 【大阪駅北側】大阪環状線の外側に位置する概ね都市再生緊急整備地域（大阪駅周辺地域）の区域 【天王寺駅南側】大阪環状線の外側に位置する都市再生緊急整備地域（阿倍野地域）の区域
臨海景観形成区域	・概ね大阪港に臨む範囲 - 東側：国道 43 号、木津川、西成区・住之江区の区境界、新なにわ筋 - 西側：大阪湾（市境） - 北側：中島川 - 南側：大和川（市境） - に囲まれた区域
一般区域	・都心景観形成区域、臨海景観形成区域、重点届出区域、及びまちなみ創造区域以外

【重点届出区域】

重点届出区域は、地域固有の特性をいかした重点的な景観形成方策を展開する区域とし、「御堂筋地区」「堺筋地区」「四つ橋筋地区」「なにわ筋地区」「土佐堀通地区」「国道2号地区」「中之島地区」の7つからなります。



重点届出区域（7地区）

御堂筋地区	御堂筋及び御堂筋に面する敷地 【区間／大阪駅前（大阪環状線）～土佐堀通、長堀通～難波駅前（難波西口交差点）】
堺筋地区	堺筋及び堺筋に面する敷地【区間／土佐堀通～千日前通】
四つ橋筋地区	四つ橋筋及び四つ橋筋に面する敷地 【区間／大阪駅前（阪神前交差点）～千日前通】
なにわ筋地区	なにわ筋及びなにわ筋に面する敷地【区間／国道2号～千日前通】
土佐堀通地区	土佐堀通及び土佐堀通に面する敷地【区間／なにわ筋～谷町筋】
国道2号地区	国道2号及び国道2号に面する敷地【区間／なにわ筋～御堂筋】
中之島地区	中之島全域、土佐堀川及び堂島川・大川（天満橋～船津橋・端建蔵）

※中之島地区は区域内、その他の地区については当該街路及び街路沿道の敷地が対象となります。
（隅切り部分を含む）

※上記地区が重複する敷地については、双方の基準を満たす必要があります。

【まちなみ創造区域】

まちなみ創造区域は、エリアごとに定める要綱やガイドライン等に基づき、事業者等と大阪市との対話による、地域と一体となった景観まちづくりの取り組みを実施する地区として定めます。



まちなみ創造区域（１地区）

御堂筋デザイン
ガイドライン地区

「御堂筋本町北地区 地区計画」及び「御堂筋本町南地区 地区計画」に定める区域。ただし、本町通以南の心斎橋筋に面する敷地で、御堂筋に接していない敷地は除く。

※御堂筋デザインガイドライン地区では、地区計画による建築物等の形態意匠等の基準のほか、「御堂筋デザインガイドライン」に基づき、事業者と大阪市との対話により、事業者の創意工夫をいかした建築物の形態意匠、屋外広告物、用途の誘導等を行います。詳細については、大阪市ＨＰ「御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する協議の概要」をご参照ください。

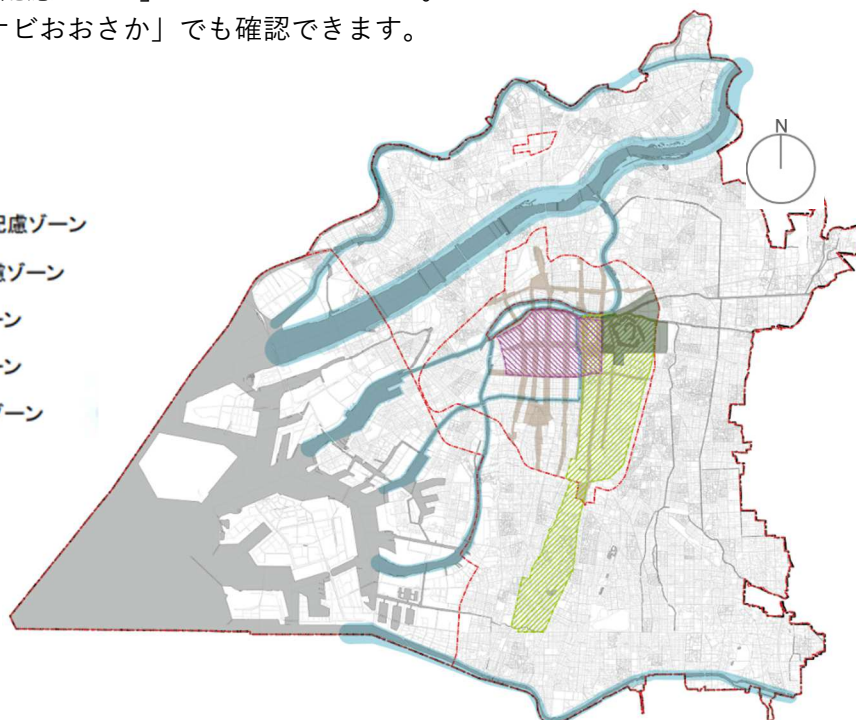
② 景観配慮ゾーン

景観配慮ゾーンは、地形や市街地構造の景観特性に特に配慮した景観形成を図るべきゾーンとし、「都心中央部景観配慮ゾーン」「上町台地景観配慮ゾーン」「河川景観配慮ゾーン」「道路景観配慮ゾーン」「大阪城景観配慮ゾーン」の5つからなります。

大阪市 HP の「マップナビおおさか」でも確認できます。

景観配慮ゾーン

-  都心中央部景観配慮ゾーン
-  上町台地景観配慮ゾーン
-  河川景観配慮ゾーン
-  道路景観配慮ゾーン
-  大阪城景観配慮ゾーン



景観配慮ゾーンの区域

都心中央部景観 配慮ゾーン	○次に示す道路に囲まれた区域及びその区域に接する敷地 東側：谷町筋 西側：新なにわ筋 南側：長堀通 北側：土佐堀通
上町台地景観 配慮ゾーン	○次に示す河川、道路及び区境界に囲まれた区域 東側：玉造筋、阿倍野筋 西側：松屋町筋、阿倍野区・西成区境、住吉区・住之江区境 南側：長居公園通 北側：大川、寝屋川
河川景観 配慮ゾーン	○次に示す河川及び沿川区域（当該河川から 50m（淀川は 100m） 付近の幹線道路、鉄道等の地形地物を区域線とする。） 淀川、大和川、神崎川、大川、堂島川、土佐堀川、道頓堀川、 東横堀川、安治川、尻無川、木津川
道路景観 配慮ゾーン	○都心景観形成区域内の次に示す道路及びその沿道区域（路線式の 用途地域の範囲とする。） なにわ筋、四つ橋筋、国道 176 号（済生会病院前交差点～梅田新 道）、御堂筋、国道 25 号・国道 26 号（難波西口交差点～大阪環状 線）、堺筋、天神橋筋、松屋町筋、天満橋筋、谷町筋、あべの筋、 上町筋、国道 2 号（大阪環状線～梅田新道交差点）、国道 1 号（梅 田新道交差点～大阪環状線）、土佐堀通、本町通、長堀通
大阪城景観 配慮ゾーン	○以下に示す河川、道路、鉄道及び公園に囲まれた区域 東側：大阪環状線、第二寝屋川左岸、上新庄生駒線 西側：谷町筋 南側：中央大通、難波宮公園、中央大通 北側：大川左岸、京阪本線

③ 届出対象行為

区域毎に届出の対象となる行為が異なります。

計画する建築物や工作物について、届出が必要であるかを確認しましょう。

※まちなみ創造区域（御堂筋デザインガイドライン地区）では、本届出に加え、御堂筋デザインガイドラインに基づく協議等が必要となります。詳細については、大阪市HP「御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する協議の概要」をご参照ください。

○建築物

	届出が必要となる建築物	届出対象行為
まちなみ創造区域・基本届出区域	敷地面積が 2,000 ㎡以上で、高さが 10m 以上であるもの	・新築 ・増築（増築後の延べ面積が従前の延べ面積の 1.5 倍以内のものを除く。） ・改築 ・移転
	延べ面積が 5,000 ㎡を超え、地階を除く階数が 6 以上であるもの	・外観を変更することとなる修繕等(修繕・模様替・色彩の変更)でその修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の 2 分の 1 を超えるもの
重点届出区域	規模に関わらず全て	・新築 ・増築 ・改築 ・移転 ・外観を変更することとなる修繕等(修繕・模様替・色彩の変更)でいずれかの面の修繕等に係る面積がその面の従前の外観に係る面積の 2 分の 1 を超えるもの

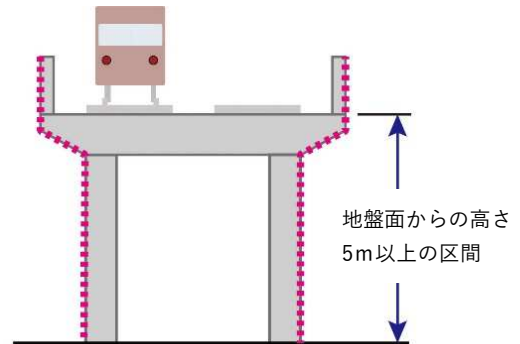
○工作物 1（高架道路・鉄道、河川の護岸、橋梁その他これらの規模に類する土木構造物）

	届出対象となる工作物	届出対象行為
まちなみ創造区域・基本届出区域	①高架の道路又は高架の鉄道 （道路面又は線路の施工基面の地表面からの高さが 5 m 以上の区間が 350m 以上連続しているもの） ※これらの附属施設を含みます。	施工延長が 350m を超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	②河川の護岸 （川幅の平均が 100m 以上のもの）	施工延長が 100m を超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	③橋梁（橋長が 100m 以上のもの）	
	④その他、①～③に類する規模及び形態の工作物	建設又は外観を変更することとなる修繕等
重点届出区域	①高架の道路又は高架の鉄道 （道路面又は線路の施工基面の地表面からの高さが 5 m 以上の区間が 350m 以上連続しているもの） ※これらの附属施設を含みます。	施工延長が 350m を超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	②河川の護岸 （川幅の平均が 50m 以上のもの）	施工延長が 50m を超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	③橋梁	
	④その他、①～③に類する規模及び形態の工作物	建設又は外観を変更することとなる修繕等

【届出の対象となる行為について】

①高架道路・高架鉄道等

高さが5m以上で、施工延長が350m以上連続する高架道路や高架鉄道の建設や外観を変更することとなる修繕等が対象となります。



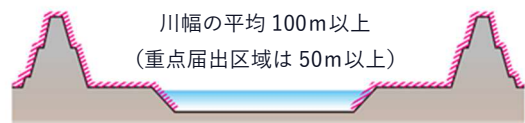
施工区間延長 350m以上の連続

..... 届出対象

②河川の護岸

川幅の平均が100m※（重点届出区域は50m）以上で、施工延長が100m（重点届出区域は50m）以上となる河川の護岸の建設や外観を変更することとなる修繕等が対象となります。

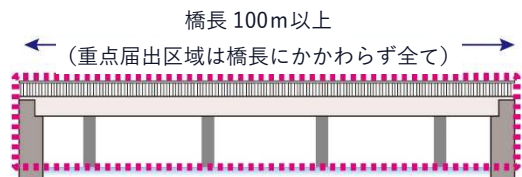
※淀川、大和川、正蓮寺川、旧淀川（大川、堂島川、安治川）、木津川、尻無川、神崎川、中島川



..... : 届出対象

③橋梁

橋長が100m以上（重点届出区域は橋長にかかわらず全て）で、施工延長が100m以上（重点届出区域は施行延長にかかわらず全て）となる橋梁の建設や外観を変更することとなる修繕等が対象となります。



..... : 届出対象（舗装のみの変更は対象外）

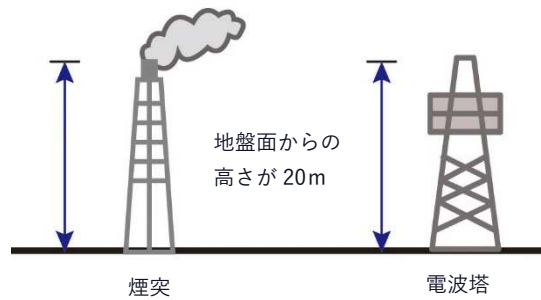
○工作物2（煙突、電波塔、広告塔など）

	届出対象規模	届出対象行為
まちなみ創造区域 基本届出区域・重点届出区域	①独立する工作物 煙突、電波塔、広告塔その他これらに類する工作物（高さが20mを超えるもの）	・新設 ・増築 ・改築 ・移転 ・外観を変更することとなる修繕等（修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の2分の1を超えるもの）
	②建築物に付随する工作物 建築物に設置する煙突、電波塔、広告塔その他これらに類する工作物（高さが10mを超えるものであって、かつ、当該建築物との高さの合計が20mを超えるもの）	

【届出の対象となる行為について】

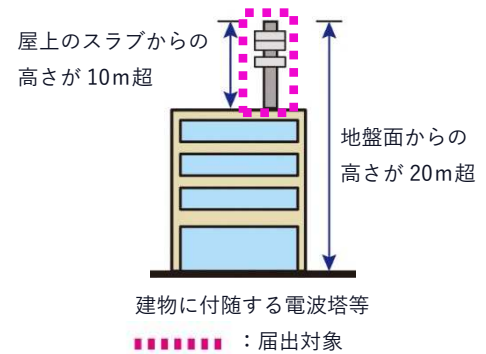
①独立する工作物

独立する工作物には、右図のようなものが想定されます。
これらのうち高さが20mを超えるもので、新設や増築等又は外観を変更することとなる修繕等が対象となります。



②建築物に付随する工作物

建築物に付随する工作物には、右図のようなものが想定されます。これらのうち高さが10mを超え、かつ建築物との高さの合計が20mを超えるもので、新設や増築等又は外観を変更することとなる修繕等が対象となります。

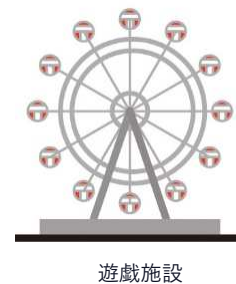


○工作物3（遊戯施設）

	届出対象となる工作物	届出対象行為
基本届出区域・ まちなみ創造区域 重点届出区域	コースター、観覧車、 その他これらに類する遊戯施設	・新設 ・増築 ・改築 ・移転 ・外観を変更することとなる修繕等（修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の2分の1を超えるもの）

【届出の対象となる行為について】

コースターや観覧車等で、新設や増築等又は外観を変更することとなる修繕等が対象となります。



3. 景観計画区域内の景観形成方針及び建築物・工作物の景観形成基準と解説

(1) 景観計画区域内の景観形成方針及び建築物・工作物の景観形成基準一覧

ここでは、区域ごとの景観形成方針及び景観形成基準一覧を掲載しています。

また、1-95 以降に「(2) 景観形成基準の解説」、1-129 以降に「(3) 典型的な敷地・建築条件における景観形成の例」を掲載しています。あわせて確認しましょう。

区域別 景観形成方針・基準一覧の掲載箇所

【基本届出区域】

基本届出区域

- 都心景観形成区域
- 臨海景観形成区域
- 一般区域

都心景観形成区域

P.1-48 へ

臨海景観形成区域

P.1-54 へ

一般区域

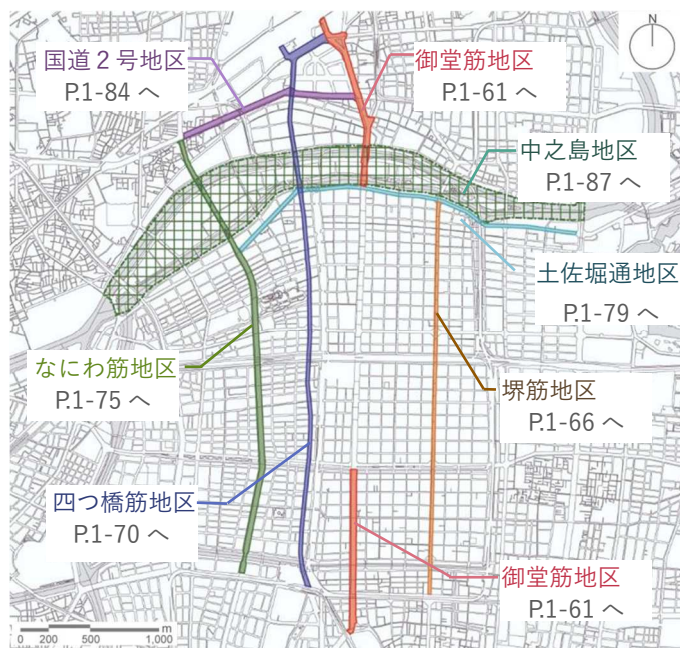
P.1-57 へ

景観配慮ゾーン

- 都心中央部景観配慮ゾーン
- 上町台地景観配慮ゾーン
- 河川景観配慮ゾーン
- 道路景観配慮ゾーン
- 大阪城景観配慮ゾーン

※景観配慮ゾーンの詳細については、P.1-5 をご確認ください。

【重点届出区域】



【まちなみ創造区域】



<本ページ以降の使い方>

- ・区域ごとに「景観形成方針」と「景観形成基準」を記載しています。
- ・「景観形成基準」の『例示』及び『解説』の掲載ページを表中右端に記載しています。

例示 1-●：例示ページを参考に検討しましょう。

解説 1-●：解説ページを確認しましょう。

夜間ガイドライン 7-●：第7章の夜間景観ガイドラインに示す例示や解説を確認しましょう。

まちなみ創造区域（御堂筋デザインガイドライン地区）

【景観形成方針】

御堂筋デザインガイドライン地区全体にかかる方針	
官民共創によるまちなみ創造	大阪のシンボルストリートとして形成されてきたまちなみ景観の整備・充実を図るとともに、事業者等と大阪市との対話により、事業者等の創意工夫をいかした建築物の形態意匠・屋外広告物の誘導等を行い、御堂筋にふさわしい風格と上質なにぎわいをあわせもつまちなみを創造する。
	道路空間における再編整備や利活用の多様化に応じた、道路と沿道の一体的な景観を形成する。
	御堂筋沿道にふさわしい魅力を感じさせる景観の形成
	イチョウ並木を引き立たせる歩行者空間、低層部デザインの工夫などにより、人々が歩いて楽しめる、都心らしいまちの魅力を感じさせる景観を形成する。
	建築物と屋外広告物とが調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。
	周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
	駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。
	建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。
	緑豊かなうるおいある市街地景観の形成
	イチョウ並木を引き立たせる質の高い緑空間の確保や、身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。
都市のイメージを高める眺望景観の形成	
	地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。
地域の特性に応じた夜間景観の形成	
	夜間照明においては、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。
都市のイメージを高める夜間景観の形成	
	地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、界隈のあかり、個のあかりの創出に努める。
上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針	
都心中央部	○まちの魅力の創造
	人々が快適に活動できる広い歩行者空間の確保、ゆったりと和める緑の創出及び人々が立ち寄り、交流できる沿道建築物の工夫などを進め、都心らしいまちの魅力を創造する。
	○「大通り（広幅員道路）」のまちなみ形成
	大規模な建築物が連なり、歩道やイチョウ並木が整備され、多くの人々が行き交う、見通しのよい空間である「大通り」の特性をよりいかして、国際都市・大阪の都心にふさわしい質の高い、風格のあるまちなみを形成する。
	○「地区道路（中小幅員道路）」のまちなみ形成
	まちの成り立ちを感じさせる建築物などの歴史的景観資源が随所に見られ、地域の人々が日常接する身近な空間である「地区道路」の特性をよりいかして、歴史性や文化性などのまとまりの感じられるまちなみを形成する。
河川	○水辺に映える景観の形成
	対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮したまちなみ景観を形成する。
	○「水辺をいかしたまちなみ」の形成
	水・緑や歴史的建築物・構造物などと調和した、まとまりのある川沿いのまちなみを形成し、水の都大阪の歴史や伝統を受け継ぐ風格ある都市景観を形成する。
	○水辺の魅力を高める眺望景観の形成
	高所からの俯瞰、沿川を見通す、対岸を広範囲に見渡す、島らしい印象的な眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、水辺の印象的な顔づくりを行う。
道路	○歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成
	見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮したまちなみを形成するとともに、通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。
	道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。

【景観形成基準】

共通事項（建築物・工作物）			
良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。		例示 1-142	
建築物の建築等			
配置	敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		例示 1-142
	御堂筋側の壁面後退部のしつらは、イチヨウ並木の魅力を引き立てるよう配慮する。		
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、河川に面する建築物は、周囲との連続性に配慮した建物配置に努める。	解説 1-119
	道 路	建築物の連続性に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。	解説 1-99
1 階部の形態	通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。		例示 1-142
外壁	外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。		例示 1-142
	建築物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。		例示 1-142 解説 1-102
	大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。		例示 1-142 解説 1-102
	建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。		例示 1-142 解説 1-103
	河 川	対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、表情のある形態意匠となるよう工夫する。	例示 1-142 解説 1-112
		主要な視点場からの眺めに配慮し、河川に面する建築物の外壁は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう、資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。	例示 1-142
道 路	景観上主要な道路からの見え方を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。	-	
バルコニー等	建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		-
	手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。		解説 1-104
材料	外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。		解説 1-104
	外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。		解説 1-105
色彩	周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。		例示 1-142 解説 1-106
	周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。		解説 1-105
	色彩は彩度 6 以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。）		解説 1-105
	彩度 6 を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の 5 分の 1 未満とする。		解説 1-93
	アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。		-
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、河川に面する建築物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。	解説 1-122
屋外階段	主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		解説 1-109
建築設備	配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		解説 1-109
	高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。		解説 1-109
	テレビアンテナ等は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。		解説 1-109

付属施設	駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠を工夫する。		解説 1-109
	建築物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と 調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。		-
	河 川	河川に面する建築物について、主要な視点場から景観資源を望む眺望範囲への広告物やサインの設置は必要最低限とし、特に建物中高層部への設置を避けるよう努める。	解説 1-123
		主要な視点場からの眺めに配慮し、河川に面する建築物の広告物やサインは、建築物と一体とするよう形態意匠を工夫する。	解説 1-123
植栽	植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して高 木・中木・低木を適切に配置する。		例示 1-142 解説 1-109
	御堂筋に面する空地や壁面後退部については、御堂筋のイチョウ並木を引き立たせ、質の高い緑空間の確保に努める。		
	河 川	主要な視点場からの眺めや周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。	解説 1-11
塀・柵	主たる道路に面して、塀又は柵を設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。		解説 1-109
夜間景観	照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方 法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。		夜間ガイド ライン 7-28
	夜間照明を主たる道路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。		夜間ガイド ライン 7-13,16
	公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。		夜間ガイド ライン 7-15
	周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。		夜間ガイド ライン 7-13,18
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、土佐堀川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。	夜間ガイド ライン 7-25
		土佐堀川に面する建築物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。	
		主要な視点場からの眺めに配慮し、土佐堀川に面する建築物の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。	
工作物の建設等			
配置等	敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。		解説 1-111
	主たる道路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。		解説 1-111
外観	工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。		-
	工作物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。		解説 1-111
	大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。		解説 1-111
	周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。		-
	工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。		-
	材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。		解説 1-112
	河 川	対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。	解説 1-112
		主要な視点場からの眺めに配慮し、河川に面する工作物は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。	-
		主要な視点場からの眺めに配慮し、河川に面する工作物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。	解説 1-122
		河川に面する工作物について、主要な視点場から景観資源を望む眺望範囲への広告物やサインの設置は必要最低限とし、特に工作物上部への設置を避けるよう努める。	解説 1-122

	道 路	景観上主要な道路からの見え方を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。	-
夜間景観		照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。	夜間ガイド ライン 7-28
		周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。	夜間ガイド ライン 7-26
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、土佐堀川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。	夜間ガイド ライン 7-25
		土佐堀川に面する工作物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し、照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。	
		主要な視点場からの眺めに配慮し、土佐堀川に面する工作物上部の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。	

(留意事項)

- ・ 本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。
- ・ 当該区域の景観誘導については、別途定める「御堂筋デザインガイドライン」に基づいて行う。詳細は、大阪市 HP「御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する協議の概要」を参照のこと。

(2) 景観形成基準の解説

ここでは、主な景観形成基準について解説を行っています。

なお、「(1) 建築物・工作物の景観形成方針及び基準一覧」において区域ごとの景観形成基準を掲載していますので、あわせて確認しましょう。

<本ページ以降の使い方>

・基準ごとに「景観計画区域」を記載しています。

都：都心景観形成区域

海：臨海景観形成区域

般：一般区域

御：御堂筋地区

堺：堺筋地区

四：四つ橋筋地区

な：なにわ筋地区

土：土佐堀通地区

国：国道2号地区

中：中之島地区

ま：まちなみ創造区域

上町台地：上町台地景観配慮ゾーン

河川：河川景観配慮ゾーン

道路：道路景観配慮ゾーン

【建築物の基準】

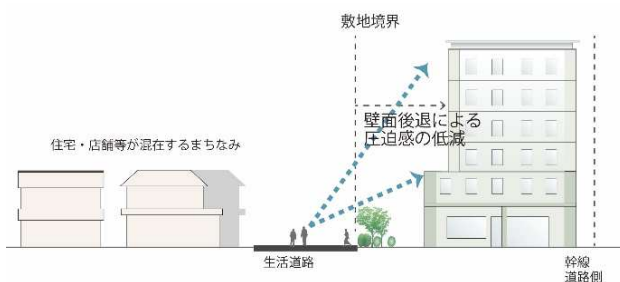
配置に関わる基準

【基本届出区域における壁面後退等の基準】

周辺が低層住宅系用途の市街地では、壁面後退や緩衝緑地帯の設置など、周辺との間に空地を設け、周辺への圧迫感の軽減に努める。

都	海	般	
御	堺	四	な
土	国	中	ま

壁面後退部分や敷地境界付近に高木等の緑地を配置することで建築物を遮蔽するとともに、中高層部を後退するなど、建築物の圧迫感を低減させ空を広く見せるよう努めましょう。



景観コラム 敷き際空間の役割とまちなみの演出

まちの景観を考えると、単体の建築物や群としての街並みに関心がいくことが多いといえます。つまり、建築物の配置、ボリューム感、ファサードのデザイン、建築群のまとまりや相互の関係性などです。しかし、じつはこうした建築物だけで、まちの景観がつくられているわけではありません。まちの景観というのは、主に道路などの公共空間を主たる視点場とし、道路の周囲にある敷地とそこに建つ建築物などを視対象としています。この点がまちの景観と、部屋の中などの私有空間内の景観と決定的に異なる点です。つまり、所有者や管理者が異なるものが一体となってまちの景観が作られているのです。道路は行政が管理し、建築物は民間が管理することが多いですが、これら、所有や管理の枠を超えて一体としての景観を良くすることがまちの景観を良くするうえで重要となります。

そのため、こうした所有や管理の境界に生まれる敷地のデザインを考えることが重要となります。例えば、道路と敷地の境界あるいは、隣接する敷地同士で舗装の色や材質が全く異なってしまうと、その印象はチクハグとなってしまう、全体としての景観の質の向上は難しくなります。また、最近は総合設計制度による公開空地など、民有地内であっても、人の往来や滞留を想定した空地が確保されることも多くなっており、まちにより多くの「敷地」が生まれています。まずは、周囲にどのような敷地があって、そこはどのような設えとなっているかを確認し、色彩、材料などに加え、植栽やフラワーポットなどのアイテムも考慮したうえで、魅力的な敷地の使われ方や演出まで考えると、まちの景観の魅力はより高まっていくでしょう。

大阪市都市景観委員（都市計画） 嘉名 光市（大阪市立大学大学院 工学研究科 教授）

【重点届出区域及びまちなみ創造区域における壁面後退等の基準】

1 階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は、当該街路から（隅切部分は、同一街区における隅切を除いた当該街路を延長した線から）2 m 以上後退するか、又は、これに相当する面積のオープンスペース（ピロティを含む）を当該街路沿いに設け、その部分は歩行者空間とする。なおその部分は花や緑の設置に努める。	都	海	般	
	御	堺	四	な
	土	国	中	ま
1 階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は、当該街路から（隅切部分は、同一街区における隅切を除いた当該街路を延長した線から）2 m 以上後退し、その部分は歩行者空間とする。	都	海	般	
	御	堺	四	な
	土	国	中	ま
1 階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は、当該街路から（隅切部分は、同一街区における隅切を除いた当該街路を延長した線から）1 m 以上（敷地面積が 500 m ² を超えるものは 2 m 以上）後退し、その部分は歩行者空間とする。	都	海	般	
	御	堺	四	な
	土	国	中	ま
1 階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は当該街路から（隅切部分は、同一街区における隅切を除いた当該街路を延長した線から）2 m 以上後退するか、又は、これに相当する面積のオープンスペース（ピロティを含む）を当該街路沿いに設ける。なおその部分は緑化に努める。なにわ筋～四つ橋筋区間	都	海	般	
	御	堺	四	な
	土	国	中	ま
大川・中之島への見通しが得られるよう計画などに工夫する。ただし、これにより難しい場合は、1 階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は当該街路から（隅切部分は、同一街区における隅切を除いた当該街路を延長した線から）1.5m 以上後退し、その部分は歩行者空間とする。四つ橋筋～谷町筋区間（北側）	都	海	般	
	御	堺	四	な
	土	国	中	ま
1 階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は、当該街路から（隅切部分は、同一街区における隅切を除いた当該街路を延長した線から）1.5m 以上後退し、その部分は歩行者空間とする。四つ橋筋～谷町筋区間（南側）	都	海	般	
	御	堺	四	な
	土	国	中	ま
当該街路沿いに空地を設け、その部分は歩行者空間とするか緑化に努める。	都	海	般	
	御	堺	四	な
	土	国	中	ま
外壁（建築物に附属する塀を含む）は、道路からできるだけ（中之島通に面する敷地の外壁については、当該街路から（隅切部分は、同一街区における隅切を除いた当該街路を延長した線から）2 m 以上）後退し、その部分は歩行者空間とする。なおその部分は緑化に努める。	都	海	般	
	御	堺	四	な
	土	国	中	ま
敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫し、御堂筋側の壁面後退部のしつらえは、イチョウ並木の魅力を引き立てるよう配慮する。	都	海	般	
	御	堺	四	な
	土	国	中	ま

重点届出区域においては、それぞれの景観特性や街路と敷地の関係を踏まえ、「歩行者空間」「緑化」「水辺の見通し」を確保し、快適な街路景観を創出するため、壁面後退等に関する基準を定めています。次頁以降で、それぞれの趣旨について説明しているので確認しましょう。

なお、壁面後退等については、快適な街路景観を創出するため、本基準を満たすとともに、隣接する建築物の外壁面と整えるよう配慮しましょう。

まちなみ創造区域においては、大阪市HP「御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する協議の概要」を確認しましょう。

(3) 典型的な敷地・建築条件における景観形成の例

ここでは、典型的なケースについて、区域ごとに考えられる周辺景観の読み解き方や、コンセプトの考え方などを例示しています。

基本届出区域の典型的なケース 一覧

区域	典型的なケース
都心景観形成区域	ケース 1 商業・業務地区におけるオフィスビル (P.1-130)
	ケース 2 河川沿川における複合ビル (P.1-131)
臨海景観形成区域	ケース 1 工業地域などにおける工場施設 (P.1-132)
	ケース 2 海辺における中高層マンション (P.1-133)
一般区域	ケース 1 低層住宅が多い市街地における中層マンション (P.1-134)
	ケース 2 幹線道路沿道における物販店舗 (P.1-135)

重点届出区域の典型的なケース 一覧

地区	典型的なケース
御堂筋地区	ケース 1 沿道（土佐堀通以北）におけるオフィスビル (P.1-136)
	ケース 2 沿道（道頓堀以南）における複合用途ビル (P.1-137)
堺筋地区	ケース 1 沿道におけるオフィスビル (P.1-138)
四つ橋筋地区	ケース 1 沿道におけるオフィスビル (P.1-139)
なにわ筋地区	ケース 1 沿道における中高層マンション (P.1-140)
土佐堀通地区	ケース 1 沿道（河川沿川）におけるオフィスビル (P.1-141)
国道2号地区	ケース 1 沿道におけるオフィスビル (P.1-142)
中之島地区	ケース 1 地区内におけるオフィスビル (P.1-143)

区域	典型的なケース
まちなみ創造区域	ケース 1 沿道における複合用途ビルの計画 (P.1-144)

まちなみ創造区域（御堂筋デザインガイドライン地区）

ケース 1：沿道における複合用途ビルの計画

STEP 1 景観特性を読み解く

官民共創によるまちなみ

建築物の形態意匠・屋外広告物が調和し、御堂筋にふさわしい風格と上質なぎわいをあわせもっている。

道路と沿道の一体的な景観

道路空間における再編整備や利活用の多様化に応じて形成する。

国際都市・大阪の都心

イチョウ並木を引き立たせる歩行者空間の確保、低層部デザインの工夫、見通しのよい空間である「大通り」の特性を生かし、質の高い、都心らしいまちなみとなっている。



STEP 2 景観形成のコンセプトを考える

確認すべき景観形成方針

御堂筋デザインガイドライン地区 + 都市中央部景観配慮ゾーン

景観形成のコンセプト例

- ・建築物と屋外広告物が調和したまとまりのあるまちなみをつくる
- ・豊かな緑が感じられるうおいあるまちなみをつくる

STEP 3 景観配慮の工夫を考える

外壁

大規模な壁面は、壁面の分節化など形態意匠を工夫している。

色彩

周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた色彩にしている。

多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントになるようにしている。



外壁

沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫している。

材料

汚れが目立ちにくく、維持管理が容易なものを使用している。



植栽

空地や壁面後退部については、イチョウ並木を引き立たせ、質の高い緑空間の確保に努める。

夜間景観

照明演出は、建物のファサードの美しさと魅力を高めるものとする。

配置

建築物の連続性に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。

付属施設

広告物やサインは周辺景観や敷地内の建築物等と調和させる。

1 階部の形態

通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーを設置する。

配置

歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう形態意匠を工夫する。